

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

団塊の世代が引退時期に差しかかる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいません。

2007年版中小企業白書によると、昨年2006年の企業全体の社長交代率は3.08%と過去最低を記録しました。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示しています。

また、年間廃業者29万社(2001~2004年平均)のうち少なくとも4分の1の企業は後継者の不在が理由となっています。これに伴う雇用の喪失は毎年20~35万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくありません。

こうした、中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっています。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要があります。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際にさまざまな制度改正も行われてきたところです。しかしながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つです。なぜなら、厳しい競争環境にさらされている中小企業が、相続税負担の存在や予測によって、株式を分散させたり、廃業を検討したり、自社株式の評価額を引き下げするための事業拡大の抑制・利益圧縮によって機会損失を生じさせたり、承継時のキャッシュ流出で企業が弱体化しています。そこで、平成19年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところです。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望します。

記

- 1 非上場の同族会社の株式等に係る相続税の減免措置について(その減額幅現行10%)を大幅に拡充を図ること。
- 2 非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から

評価方法(株価算出の比準値や斟酌率また、課税時期と評価時点の問題等)の見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

- 3 相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から現行の物納制度の緩和策など必要な措置を講じること。
- 4 税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年9月28日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
財務大臣 殿
経済産業大臣 殿